

昭和音楽大学

音楽専攻科 器楽専攻
声乐専攻

昭和音楽大学 大学院

音楽研究科 音楽芸術表現専攻
音楽芸術運営専攻

1. 取得免許状の種類

1) 教育職員免許状について

教職に就く、つまり幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員になるためには、免許状の取得が必要です。法律ではこの免許状を「教育職員免許状」と呼びます。

2) 昭和音楽大学音楽専攻科、昭和音楽大学大学院で取得できる教育職員免許状

中学校教諭専修免許状（音楽）・高等学校教諭専修免許状（音楽）免許状

教育職員免許状にはいくつもの種類がありますが、そのうち本学で取得できるものは、中学校及び高等学校の教員になるための免許状です。

— 教職課程を履修可能な専攻一覧 — 全ての専攻で履修可能です

2. 専修免許状を取得するには

専修免許状とは、中学校及び高等学校一種免許状を取得済みで、修士の学位を有すること（大学院）又は、大学の専攻科に相当する課程に一年以上在学する（音楽専攻科）学生は申請取得できる免許状です。専修免許状を取得するためには、次の2つの要件を満たすことが必要です。

1. 取得したい専修免許状と同一教科且つ同一学校種別の一種免許状を取得していること。
2. 修士の学位を有すること。（大学院修士課程に1年以上在学し、所属する専攻に開設されている科目を30単位以上修得した場合も基礎資格を有すると認められます）又は、※大学の専攻科に相当する課程に一年以上在学していること。

※本学では音楽専攻科生が該当します

Q & A

●履修方法は？

入学時のオリエンテーション期間中に、専修免許状取得希望者の方を対象に、「専修免許状説明会」を実施します。当該説明会に参加した後に、指定された方法で教職課程支援室まで履修を届け出てください。

●申請時にかかる費用は？

対象者：全員 <免許状1枚3,500円> ※中学・高等学校いずれも取得希望の場合は7,000円
教育職員普通免許状一括申請については、神奈川県教育委員会に対し発行手数料が必要となります。
免許状1枚あたり3,300円に加えて、必要な「学力に関する証明書」200円が必要となります

●申請時に必要なものとは？

① 既修得の教育職員免許状の写し 対象者：全員

専修免許状を取得するにあたり、一種免許状の写しが必要です。中学校専修免許状希望の学生は中学校一種免許状の写しを、高等学校専修免許状希望の学生は、高等学校一種免許状の写しを5月までに用意しておいてください。

② 学力に関する証明書 対象者：他大学卒業者

他大学を卒業した場合は学力に関する証明書が必要です。日数がかかる場合があるため、早めに申請をしておいてください。

※単位修得・成績証明書とは異なりますので注意してください。

③ 教育職員免許状一括申請事務に伴うアンケート 対象者：全員

神奈川県教育委員会に申請する際の個人データを作成する際に使用します。基盤となる資料になりますので間違いがないようにしてください。